

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年7月6日	菊地秋男	大阪府大阪市住吉区庭井2-7-20	本店	大阪府東大阪市柏田西2丁目6-9	輸送施設の使用停止処分(170日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年8月3日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)アルコール検知器備え義務違反(安全規則第7条第4項)、(7)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	17	17
令和5年7月7日	栄トランスポート有限公司(法人番号7120102005531)代表者服部伸吉	大阪府高石市高砂2-3-7	本社	大阪府高石市高砂2-3-7	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月18日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	4	4
令和5年7月11日	岸貝運輸株式会社(法人番号5120101036488)代表者武正人	大阪府岸和田市臨海町20-2	本社	大阪府岸和田市臨海町20-2	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年11月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年7月12日	信盛物流株式会社(法人番号4120001174455)代表者信川俊文	大阪府堺市美原区真福寺98-3	本社	大阪府堺市美原区真福寺98-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年12月2日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和5年7月12日	株式会社引越社(法人番号3120901017854)代表者空雅英	東京都江戸川区松本2-34-6	松原	大阪府松原市天美我堂6-94-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年7月13日	中兵庫運輸有限公司(法人番号9140002034593)代表者北野芳則	兵庫県丹波市水上町南油良793	本社	兵庫県丹波市水上町南油良793	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年5月16日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	0	0
令和5年7月14日	株式会社阪南流通(法人番号1120101047118)代表者穴生豪雄	大阪府泉佐野市中町2丁目1-3	泉佐野	大阪府泉佐野市中町2丁目1-3	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年11月15日及び同年12月19日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年7月18日	有限会社興陽(法人番号7120002017528)代表者森正一郎	大阪府大阪市大正区南恩加島5丁目8番72号	本社	大阪府大阪市大正区南恩加島5丁目8番72号	輸送施設の使用停止処分(180日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年9月22日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)(6)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)、(11)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	18	18
令和5年7月18日	吉田海運株式会社(法人番号4310001006143)代表者吉田康剛	長崎県佐世保市三浦町1-34	大阪	大阪府柏原市玉手町23番5号	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年12月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	9	3
令和5年7月18日	株式会社古川運輸(法人番号8160001008911)代表者今井武	滋賀県彦根市大堀町437-3	雄琴	滋賀県大津市苗鹿二丁目字袖田28-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年4月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	0
令和5年7月20日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者衣川和秀	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	中京郵便局	京都府京都市中京区三条通東洞院東入ル菱屋町30	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年7月24日	株式会社西物流兵庫(法人番号3140001045639)代表者大豊敏夫	兵庫県三木市大村1丁目10番5号	本社	兵庫県三木市大村1丁目10番5号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年11月30日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適正診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和5年7月24日	株式会社メイセイランスポート(法人番号2140001053353)代表者藤原明広	兵庫県神戸市東灘区深江浜町56-2	神戸	兵庫県神戸市東灘区深江浜町56番2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年12月7日及び令和5年1月30日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和5年7月25日	有限会社橋本運輸倉庫(法人番号4120002074737)代表者橋本軍治	大阪府枚方市長尾東町3-19-20	本社	大阪府枚方市長尾東町3丁目19番20号	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月26日及び令和5年2月13日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の3第2項、道路運送車両法第49条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記録の保存】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	6	6
<p>道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号。)が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、基準日車等公示中、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、第3条の4については、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、第3条の5とそれぞれ読み替える。</p>									